

「人口移動報告（2015年）」にみる県内の人口動態について

平成 28 年 2 月
（株）しがぎん経済文化センター
産業・市場調査部：志賀

滋賀県の人口は、2013（平成 25）年をピークにしてその翌年には 48 年ぶりの減少（-452 人）となった。その要因は、県内への転入者数から県外への転出者数を引いた「社会増減」が大幅減少、つまり「転出超過」となったためである。ここでは、2015（平成 27）年 1 年間の「人口移動報告」から県内の人口移動の状況をみてみたい。

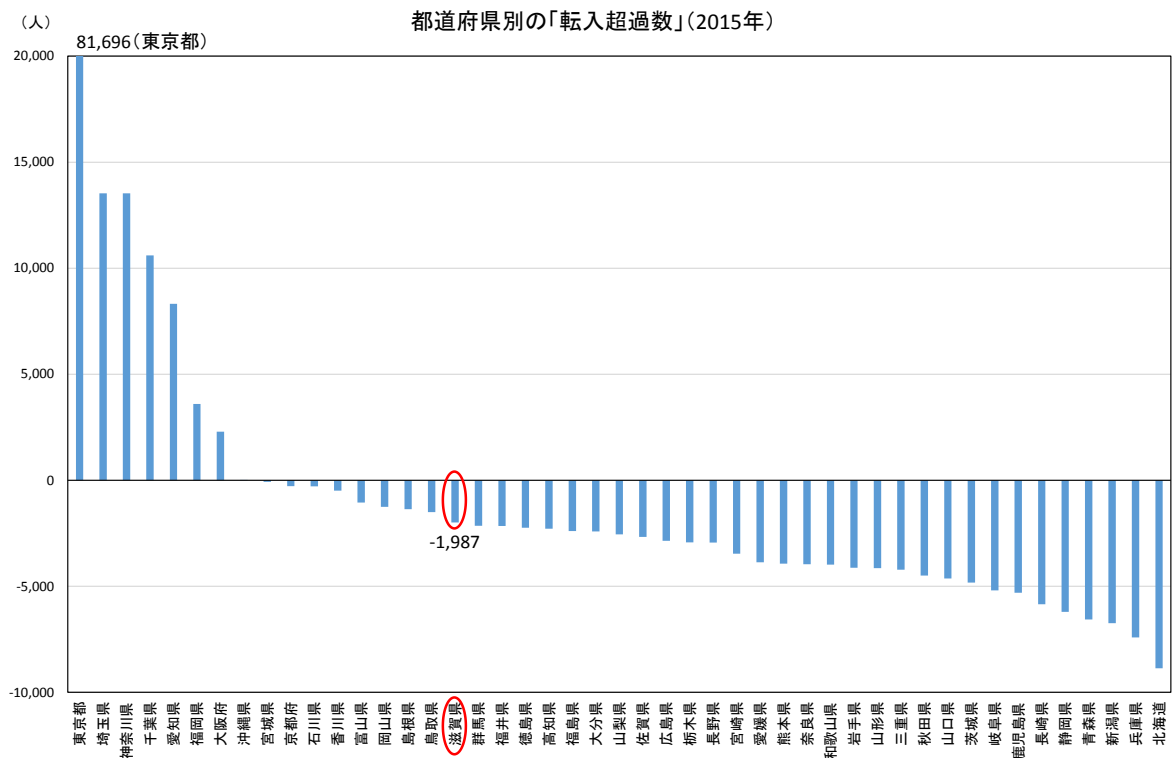
また、「日本創成会議」の試算によると、2040 年に若年女性が 50%以上減少し、かつ人口が 1 万人未満の市区町村という定義の“消滅可能性都市”として県内の 3 町（竜王町、甲良町、多賀町）が指摘されている。本レポートの後半では、県内各市町の転入者数、転出者数、転入超過数をみてみたい。

「地方創生」の取組みのなかで、各市町の「まち・ひと・しごと」の活性化策が検討されている。各市町で具体的に施策が策定、実施され、効果が出てくることが期待される。

1. 都道府県別の「転入超過数」（2015 年）について

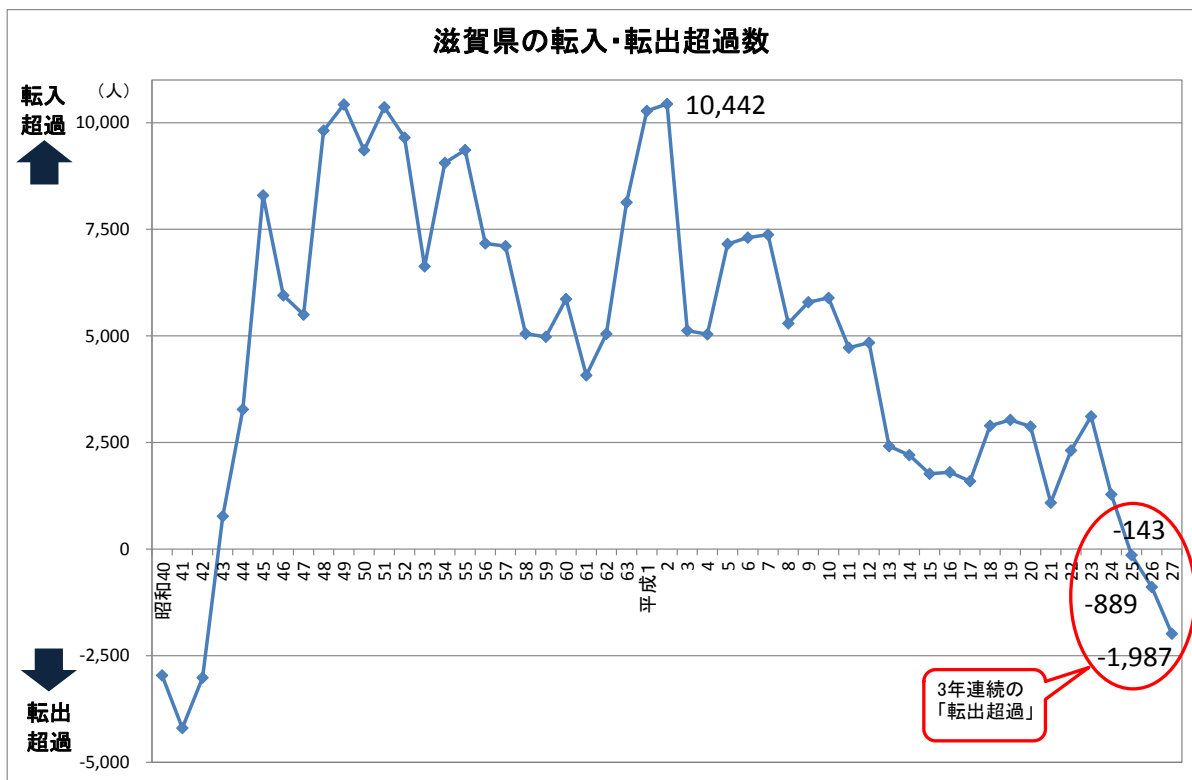
（1）滋賀県は 3 年連続の「転出超過」

- ・2015（平成 27）年における日本人の市区町村間移動者数をみると、都道府県内移動者数は 2,706,745 人で、他の都道府県からの転入者（あるいは転出者）数は 2,334,738 人となっている。
- ・そこで、都道府県間の人口移動を検証するため、他の都道府県からの「転入者」から他の都道府県への「転出者」を引いた「転入超過数」（マイナスは転出超過）を都道府県別にみると、「東京都」など 8 都府県のみが「転入超過」で、残りの 39 道府県が「転出超過」となっている。
- ・「転入超過」の都府県は、「東京都」（81,696 人）、「埼玉県」「神奈川県」（両県とも 13,528 人）、「千葉県」（10,605 人）の東京圏、「愛知県」（8,322 人）、「福岡県」（3,603 人）、「大阪府」（2,296 人）といった大都市圏と「沖縄県」（16 人）で、「大阪府」と「沖縄県」は 2 年ぶり。
- ・このなかで「滋賀県」についてみると、他の都道府県からの「転入者」は 24,916 人、他の都道府県への「転出者」は 26,903 人、差し引き -1,987 人で、3 年連続の「転出超過」となっている。



都道府県別の「転入超過数」(2015年)

順位	都道府県名	総数	順位	都道府県名	総数	順位	都道府県名	総数	順位	都道府県名	総数	順位	都道府県名	総数
1	東京都	81,696	11	石川県	-287	21	高知県	-2,278	31	熊本県	-3,933	41	鹿児島県	-5,298
2	埼玉県	13,528	12	香川県	-492	22	福島県	-2,395	32	奈良県	-3,962	42	長崎県	-5,848
3	神奈川県	13,528	13	富山県	-1,045	23	大分県	-2,412	33	和歌山県	-3,980	43	静岡県	-6,206
4	千葉県	10,605	14	岡山県	-1,250	24	山梨県	-2,553	34	岩手県	-4,122	44	青森県	-6,560
5	愛知県	8,322	15	鳥根県	-1,366	25	佐賀県	-2,671	35	山形県	-4,143	45	新潟県	-6,735
6	福岡県	3,603	16	鳥取県	-1,503	26	広島県	-2,856	36	三重県	-4,218	46	兵庫県	-7,409
7	大阪府	2,296	17	滋賀県	-1,987	27	栃木県	-2,924	37	秋田県	-4,492	47	北海道	-8,862
8	沖縄県	16	18	群馬県	-2,149	28	長野県	-2,934	38	山口県	-4,630			
9	宮城県	-76	19	福井県	-2,154	29	宮崎県	-3,462	39	茨城県	-4,826			
10	京都府	-279	20	徳島県	-2,234	30	愛媛県	-3,869	40	岐阜県	-5,194			



(2) 転入前の住所は「京都市」が最多

- ・つぎに、滋賀県への転入前の住所をみると、「京都府」（5,462人）が最も多く、次いで「大阪府」（4,297人）となっている。都市別でも「京都市」（3,918人）が最も多い。

滋賀県への転入前の住所(上位の都道府県)

1	京 都 府	5,462
2	大 阪 府	4,297
3	兵 庫 県	1,847
4	愛 知 県	1,480
5	東 京 都	1,283
6	神 奈 川 県	833
7	三 重 県	812
8	奈 良 県	649
9	岐 阜 県	568
10	福 岡 県	528

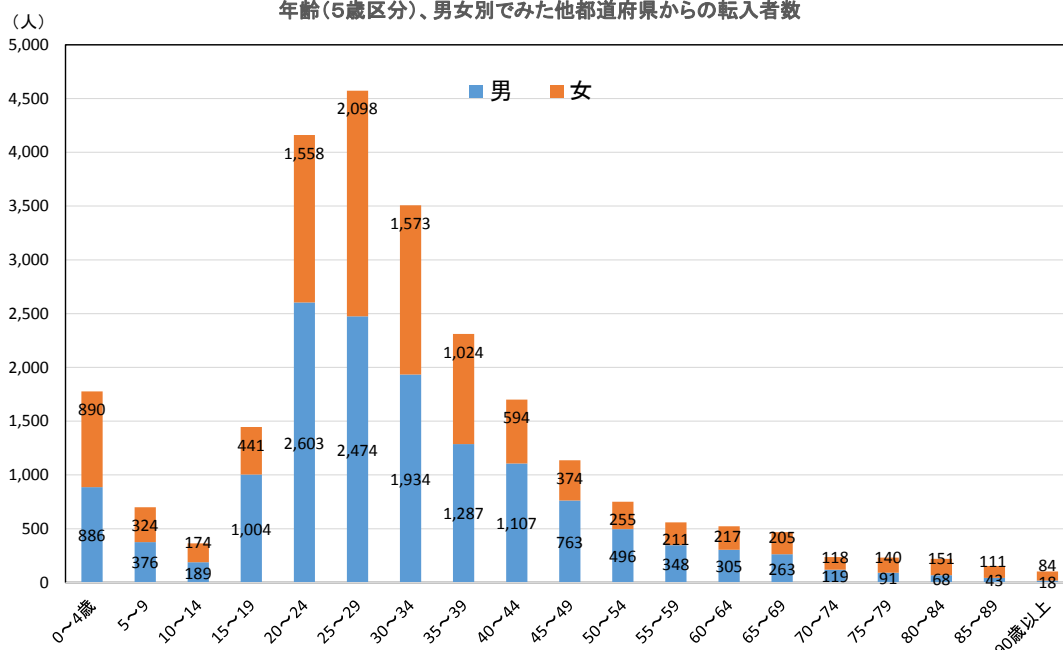
滋賀県への転入前の住所(都市)

京 都 市	3,918
大 阪 市	1,406
東京都特別区部	906
名古屋 市	591
神 戸 市	456

(3) 転入者の年代は「20歳代」が全体の約3分の1

- ・他の都道府県から滋賀県への「転入者」（24,916人）の年代を5歳区分でみると、「25～29歳」（男：2,474人、女：2,098人、計4,572人）が最も多く、次いで「20～24歳」（男：2,603人、女：1,558人、計4,161人）、「30～34歳」（男：1,934人、女：1,573人、計3,507人）となっている。20歳代で8,733人となり、全体の約3分の1（35.0%）を占めている。
- ・これらの年代は就学や就職、転勤などで県内に移動している人が多いものとみられる。

年齢(5歳区分)、男女別でみた他都道府県からの転入者数



(4) 転出先は「京都市」が最多

- 一方、滋賀県から他の都道府県への「転出者」（26,903人）の移動先についてみると、「京都府」（5,152人）、「大阪府」（4,980人）、「東京都」（2,208人）、「兵庫県」（1,984人）、「愛知県」（1,835人）などとなり、都市圏では「大阪圏」（12,675人）、都市では「京都市」（3,803人）が最も多い。

滋賀県から移動先の上位10の都府県

1	京 都 府	5,152
2	大 阪 府	4,980
3	東 京 都	2,208
4	兵 庫 県	1,984
5	愛 知 県	1,835
6	神 奈 川 県	1,129
7	三 重 県	716
8	千 葉 県	650
9	埼 玉 県	609
10	福 岡 県	576

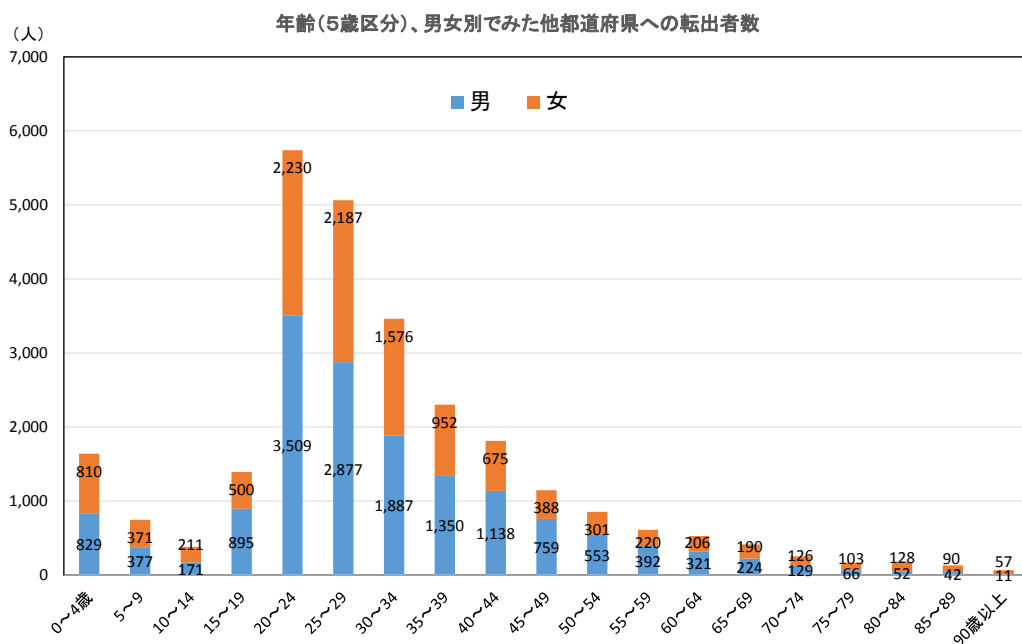
滋賀県から移動先の都市圏、都市

大 阪 圏	12,675
東 京 圏	4,596
名 古 屋 圏	3,126
京 都 市	3,803
大 阪 市	1,955
名 古 屋 市	728
神 戸 市	517

(注) 「大阪圏」は大阪府、兵庫県、京都府、奈良県。
 「東京圏」は東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県。
 「名古屋圏」は愛知県、岐阜県、三重県。

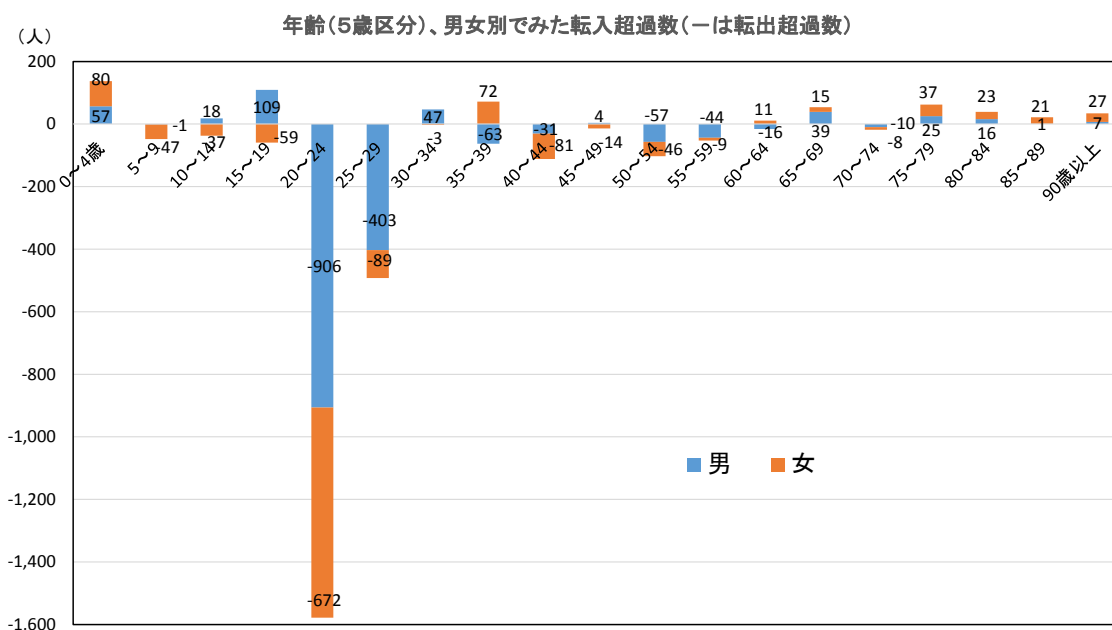
(5) 転出者の年代は「20歳～30歳代」が全体の6割強

- 滋賀県から他の都道府県への「転出者」（26,903人）の年代を5歳区分でみると、「20～24歳」（男：3,509人、女：2,230人、計5,739人）、「25～29歳」（男：2,877人、女：2,187人、計5,064人）、「30～34歳」（男：1,887人、女：1,576人、計3,463人）、「35～39歳」（男：1,350人、女：952人、計2,302人）の順で多く、20歳～30歳代で16,568人となり、全体の約6割強（61.6%）を占めている。
- これらの年代は大学への就学や就職、転勤などで県外に転出している人が多いものとみられる。



(6) 転出超過数は「20歳代」で約2,000人

- ・上記の「転入者数」と「転出者数」の差し引きである「転入超過数（－は転出超過数）」の年代を5歳区分で見ると、「20～24歳」（男：－906人、女：－672人、計－1,578人）が最も多く、次いで、「25～29歳」（男：－403人、女：－89人、計－492人）が多く、20歳代で2,070人となっている。
- ・これらの年代では、大学への就学や就職、転勤などで県内に移動してくる人よりも県外に転出している人のほうが多いため、地元大学への進学や地元企業などへの就職を促進し、転出超過の流れに歯止めをかけるための具体的な対策などの立案、検討が必要である。



(7) 県内各市町への「転入者数」

- ・県内の各市町への全国の他市区町村からの「転入者数」をみると、「大津市」（10,402人）が最も多く、以下、「草津市」（7,015人）、「彦根市」（3,641人）、「栗東市」（3,204人）、「東近江市」（3,079人）と続いている。
- ・一方、「甲良町」（139人）、「多賀町」（187人）、「豊郷町」（283人）が少ない。

	総 数			
	総 数 1)	0～14歳	15～64歳	65歳以上
25 滋 賀 県	45,071	5,660	37,062	2,349
市 部	42,740	5,291	35,219	2,230
郡 部	2,331	369	1,843	119
201 大 津 市	10,402	1,268	8,426	708
202 彦 根 市	3,641	425	3,059	157
203 長 浜 市	2,262	251	1,922	89
204 近 江 八 幡 市	2,310	267	1,939	104
206 草 津 市	7,015	863	5,871	281
207 守 山 市	2,898	408	2,314	176
208 栗 東 市	3,204	371	2,700	133
209 甲 賀 市	2,117	305	1,692	120
210 野 洲 市	1,773	226	1,467	80
211 湖 南 市	1,823	219	1,504	100
212 高 島 市	1,252	169	974	109
213 東 近 江 市	3,079	380	2,577	122
214 米 原 市	964	139	774	51
380 蒲 生 郡	1,030	147	824	59
383 日 野 町	623	106	489	28
384 竜 王 町	407	41	335	31
420 愛 知 郡	692	105	564	23
425 愛 荘 町	692	105	564	23
440 犬 上 郡	609	117	455	37
441 豊 郷 町	283	49	215	19
442 甲 良 町	139	36	96	7
443 多 賀 町	187	32	144	11

1) 総数には年齢不詳を含む。

(8) 県内各市町からの「転出者数」

- ・県内の各市町から全国の他市区町村への「転出者数」をみると、「大津市」（10,935人）が最も多く、以下、「草津市」（5,877人）、「彦根市」（3,734人）、「東近江市」（3,391人）、「栗東市」（3,346人）と続いている。
- ・一方、「多賀町」（173人）、「甲良町」（194人）、「豊郷町」（249人）が少ない。

	総 数			
	総数 1)	0～14歳	15～64歳	65歳以上
25 滋 賀 県	47,058	5,590	39,312	2,156
市 部	44,470	5,300	37,114	2,056
郡 部	2,588	290	2,198	100
201 大 津 市	10,935	1,186	9,099	650
202 彦 根 市	3,734	428	3,173	133
203 長 浜 市	2,782	257	2,398	127
204 近 江 八 幡 市	2,584	348	2,126	110
206 草 津 市	5,877	636	5,021	220
207 守 山 市	2,721	389	2,202	130
208 栗 東 市	3,346	635	2,578	133
209 甲 賀 市	2,610	312	2,190	108
210 野 洲 市	1,857	236	1,541	80
211 湖 南 市	2,147	249	1,814	84
212 高 島 市	1,460	144	1,215	101
213 東 近 江 市	3,391	387	2,877	127
214 米 原 市	1,026	93	880	53
380 蒲 生 郡	1,228	122	1,064	42
383 日 野 町	685	88	570	27
384 竜 王 町	543	34	494	15
420 愛 知 郡	744	96	620	28
425 愛 荘 町	744	96	620	28
440 犬 上 郡	616	72	514	30
441 豊 郷 町	249	33	208	8
442 甲 良 町	194	26	158	10
443 多 賀 町	173	13	148	12

1) 総数には年齢不詳を含む。

(9) 県内各市町の「転入超過数」

- ・上記の「転入者数」と「転出者数」の差し引きである「転入超過数（－は転出超過数）」をみると、「転入超過」となっているのは、「草津市」（1,138人）と「守山市」（177人）、「豊郷町」（34人）、「多賀町」（14人）の2市2町のみで、他の市町はすべて「転出超過」となっている。なかでも、「大津市」（－533人）や「長浜市」（－520人）、「甲賀市」（－493人）の転出超過数が大きい。

	総 数			
	総数 1)	0～14歳	15～64歳	65歳以上
25 滋 賀 県	-1,987	70	-2,250	193
市 部	-1,730	-9	-1,895	174
郡 部	-257	79	-355	19
201 大 津 市	-533	82	-673	58
202 彦 根 市	-93	-3	-114	24
203 長 浜 市	-520	-6	-476	-38
204 近 江 八 幡 市	-274	-81	-187	-6
206 草 津 市	1,138	227	850	61
207 守 山 市	177	19	112	46
208 栗 東 市	-142	-264	122	0
209 甲 賀 市	-493	-7	-498	12
210 野 洲 市	-84	-10	-74	0
211 湖 南 市	-324	-30	-310	16
212 高 島 市	-208	25	-241	8
213 東 近 江 市	-312	-7	-300	-5
214 米 原 市	-62	46	-106	-2
380 蒲 生 郡	-198	25	-240	17
383 日 野 町	-62	18	-81	1
384 竜 王 町	-136	7	-159	16
420 愛 知 郡	-52	9	-56	-5
425 愛 荘 町	-52	9	-56	-5
440 犬 上 郡	-7	45	-59	7
441 豊 郷 町	34	16	7	11
442 甲 良 町	-55	10	-62	-3
443 多 賀 町	14	19	-4	-1
1) 総数には年齢不詳を含む。				

2. 「住民基本台帳人口移動報告」の統計について

(1) 目的および作成方法について

- ・住民基本台帳人口移動報告は、市町村長（東京都特別区の区長を含む）が作成する住民基本台帳により、人口の移動状況を明らかにすることを目的とする。
- ・本報告は、住民基本台帳法の規定により市町村に届出のあった次の事項について、データの提供を受けて作成したものである。住民基本台帳法第22条の規定による届出のあった転入者に係る住所（市区町村コード）、性別、年齢（出生年月日）、変更情報（異動事由、異動年月）。住民基本台帳法第8条の規定により、職権で住民票に記載された転入者に係る住所（市区町村コード）、性別、年齢（出生年月日）、変更情報（異動事由、異動年月）。

(2) 用語の解説

①移動者数

- ・市区町村（政令指定都市の区を含む）の境界を越えて住所を移した者の数をいう。同一市区町村内で住所の変更をした者、従前の住所が不詳の者、転出から転入までの期間が1年以上の者は含まない。
- ・各月及び各年の移動者数は、住民基本台帳法の規定に基づいて、当該期間内に転入届のあった者及び職権記載がなされた者の数であって、必ずしもその期間に実際に移動した者の数ではない。また、同一人が当該期間内に2回以上住所を移した場合は、その都度、移動者数に計上される。
- ・なお、市町村合併日以降の旧市町村間の移動は計上されない。

②転入者、転出者、転入超過数

- ・転入者とは、市区町村又は都道府県の区域内に、他の市区町村又は都道府県から住所を移した者の数をいう。
- ・転出者とは、市区町村又は都道府県の境界を越えて他の区域へ住所を移した者の数をいう。これは、転入者の従前の住所地（市区町村及び都道府県別）によって統計局で算出した数である。したがって、必ずしも転出証明書の発行を受けた者の数とは一致しない。
- ・転入超過数とは、市区町村又は都道府県の転入者数から転出者数を差し引いた数をいう。なお、転入超過数がマイナス（－）の場合は、転出超過を示す。

以上